台風時における倒木等の応急措置の協力に関する覚書

狛江市(以下「甲」という。)及び緑水会(以下「乙」という。)は、台風(強風)時における倒木等の応急措置に関する乙の協力について、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、狛江市内において、強風の発生が予見される台風時(以下「台風時」という。) における倒木等の応急措置の協力(以下「協力業務」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、台風時に乙に対して協力業務の実施を要請することができる。
- 2 乙は前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請に応えるものとする。

(協力内容)

- 第3条 台風時において、甲が乙に対して要請することができる事項は、次のとおりとする。
 - (1) 台風によって生じた倒木等の支障物の除去に関すること。
 - (2) 緊急又は非常の事態に備えて待機すること。
 - (3) その他甲が必要と認めた業務に関すること。

(要請方法)

- 第4条 甲は、乙に対し第2条第1項の規定により協力業務の実施を要請するときは、口頭、電話 又はその他の手段により要請するものとする。
- 2 前項の規定により、要請を受けた乙は、乙の会員に対し、速やかに指示、伝達するものとする。

(業務実施)

第5条 前条の要請により、派遣された乙の会員は、甲の職員の指示により協力業務を実施するものとする。

(報告)

第6条 甲は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を乙に報告するものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、本覚書に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、 又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19 号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令によ り療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限 度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第8条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じた場合は、甲・乙協議して解決を図るものとする。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この覚書を締結したものとみなし、その後においても同様とする。

この覚書の締結を証するため、本覚書を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年 月 日

甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号 松原俊雄 狛江市長 乙 狛江市中和泉三丁目2番15号 緑水会代表 白 井 昇 緑水会会員 狛江市中和泉三丁目2番15号 株式会社和泉園 代表取締役 白井真 緑水会会員 狛江市東野川一丁目 11 番 13 号 株式会社植光 代表取締役 鈴木一光 緑水会会員 狛江市中和泉一丁目9番24号 有限会社絹山造園 代表取締役 絹 山 正 夫 緑水会会員 狛江市東和泉一丁目 27 番 15 号 有限会社栗山造園 代表取締役 栗山淳一 緑水会会員 狛江市東和泉二丁目 16番 10号 株式会社小谷野造園 代表取締役 分道 正 緑水会会員 狛江市中和泉三丁目2番9号 株式会社白井造園 代表取締役 白 井 恭 男 緑水会会員 狛江市西野川一丁目3番15号 有限会社植直鈴木造園 代表取締役 鈴木一喜 緑水会会員 狛江市東野川四丁目19番6号 株式会社髙木造園 代表取締役 髙 木 生 一